

山形県環境教育推進協議会ワーキンググループ設置要綱（案）

（設置）

第1条 山形県環境教育推進協議会設置要綱第7条の規定により、山形県環境教育推進協議会にワーキンググループを置き、環境やまがた推進本部山形県環境教育推進専門部会（以下、「専門部会」という。）をもって充てる。

（運営）

第2条 ワーキンググループの組織、会長及び会議の運営については、専門部会の例による。

附 則

この要綱は、平成24年 月 日から施行する。